

平成22年11月18日

於 教育委員会室

平成22年11月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成22年11月大和市教育委員会定例会

○平成22年11月18日（木曜日）

○出席委員（4名）

|    |          |      |
|----|----------|------|
| 1番 | 委員長職務代理者 | 森山寛  |
| 2番 | 委員       | 田村繁  |
| 3番 | 教育長      | 滝澤正  |
| 5番 | 委員長      | 青蔭文雄 |

○事務局出席者

|          |       |            |      |
|----------|-------|------------|------|
| 教育部長     | 井上純一  | こども部長      | 吉間一治 |
| 文化スポーツ部長 | 酒井克彦  | 教育総務課長     | 堀内一雄 |
| 学校教育課長   | 大澤一郎  | 保健給食課長     | 浜田和博 |
| 指導室長     | 西山誠一郎 | 教育研究所長     | 名取正  |
| 青少年相談室長  | 松岡路秀  | こども・青少年課長  | 阿部通雄 |
| 文化振興課長   | 北島滋穂  | 生涯学習センター館長 | 西山正徳 |
| 図書館長     | 井上克彦  | スポーツ課長     | 林武人  |

○書記

|                       |      |                       |      |
|-----------------------|------|-----------------------|------|
| 教育総務課<br>政策調整<br>担当係長 | 飛田幸人 | 教育総務課<br>政策調整<br>担当主任 | 坂本勝敏 |
|-----------------------|------|-----------------------|------|

○日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
  - 日程第 1（議案第42号） 平成22年度大和市教育費補正予算案について
  - 日程第 2（議案第43号） 物品供給契約について
  - 日程第 3（議案第44号） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
  - 日程第 4（議案第45号） 大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について（諮問）
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○青 蔭  
委員長

ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

会議時間は、正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、3番滝澤委員、1番森山委員、お願いします。

それでは、教育長報告をお願いします。

○滝 澤  
教育長

前回の定例会以降の動きということで、18項目ございます。

3番の湘南地区教育問題研究協議会。これは退職校長の研究協議会になります。この中で、柳橋小学校が研究を進めております外国語活動について発表があり、講師は今年3月に退職された三保谷元校長でした。発表の後、話し合いが行われ、参加者の方々には好評でした。

なお、29日に柳橋小学校の外国語活動の研究発表会がございます。

次に、4番目の中学校文化祭。これは渋谷中学校に参加しました。

ここでは、合唱コンクールもあり、生徒達は大変楽しみにしていたということ。それから、クラスの発表会では、当日までいろいろ苦労し、練習に力を入れたりして、仲間づくりも含めて、いい発表会になったということでした。保護者や市民の方も多数、武道場に集まり、会場も一杯の中で発表会がなされていました。

次に、14番の租税教育推進協議会。これは11月12日、生涯学習センターでございました。ここには教育部長と指導室長と伺いました。

税の問題として、市民の納税の義務や様々な課題がありますが、学校でも租税教育ということで、小学校に担当者が出向いて指導なさっていたということ。それから、中学校のキャリア教育の体験学習として、税務署に出向いて、生徒達が学習しているとのことでした。引き続き、全小学校で、租税教育の推進に当たっていただけたらということ、私も話の中で触れました。

次に、15番の教育フォーラム。いじめ・不登校の問題、それから、学校教育基本計画をつくる上でのアンケートを元にした話し合いが、大変活発にされました。当日の出席者は180名ほどと聞いております。

小グループごとに分かれ、市民の方、学校評議員、PTA関係者、学

校関係者と多岐にわたる方々が、様々な角度から議論され、大変有意義だったということでした。今回は、昨年よりも参加者が多かったということで、また、来年につなげていきたいと思っております。

次に、18番の市町村教育長連合会総会。11月15日に秦野市で行われました。この中では、学校や教育関係団体の補助金関係の問題を討議しました。どの教育委員会も財政難で、ある市では大分、関係団体に対しての予算も相当見直したというようなことで、財政難の折、そういう視点も必要になるのではないかとということが、協議の中で大分話題になりました。

本市については、現場の教員の教育研究や、関係団体の研修等については、大いに研鑽を積んでいただきたいということで、十分対応しているところです。本市においても、今後、課題になるかと思っておりますが、当面は従来どおりの形で進めていきたいと思っております。

それから、(2)の2、根岸英一先生大和市来訪祝賀行事、名誉市民の贈呈祝賀行事も含めまして、11月22日に大和小学校、大和中学校、それから、スポーツセンター等で祝賀行事が行われます。スポーツセンターで行われる贈呈式には、市内の小中学生が760名ほど出席します。それから、根岸英一先生の講話を、子ども達も一緒に市民の方と一緒にうかがえるということで、楽しみにしております。以上です。

○青 蔭 教育長のご報告がございました。  
委員長 質疑等はございますか。

(「特にありません」の声)

○青 蔭 それでは、報告に対する質疑を終了させていただきます。  
委員長

## ◎議 事

○青 蔭 はじめに、議案の取り下げについて、ご報告いたします。  
委員長

日程第1 議案第42号「平成22年度大和市教育費補正予算案について」は、平成23年度当初予算に計上することになったため、取り下

げとしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、日程第2 議案第43号「物品供給契約について（後付電子黒板・実物投影機）」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長。

○西山指導室長 物品供給契約に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について審議願いたく、ご提案を申し上げます。

内容は、9月議会補正予算の折、審議いただきましたが、後付型の電子黒板と実物投影機を市内小学校の全ての普通学級に、352台を設置するものです。条例の規定により、2,000万円を超える動産の購入契約については、議会の議決案件となりますので、ご審議いただくものです。

契約の方法は、条件付一般競争入札で、本年10月22日の公告後、4つの業者から応札がありました。このうち、日立電子サービス株式会社横浜支社が、6,064万9,600円で落札しました。落札率は、72.10%。ちなみに、本業者は昨年、地上デジタルテレビを市内小学校に配備した際の納入業者でもあります。

12月議会において可決後の予定になりますが、業者と私どもで協議し、詳細な設置計画をつくり、順次、各小学校の普通教室に設置していく予定で、納入期日は平成23年1月31日となっております。なお、設置後のスムーズな活用のために、本業者による導入時研修を学校ごとに実施することになっております。

電子黒板の事業における活用につきましては、今年の夏季休業中の教育研究所の情報教育研修講座の中でも扱っております。また、先日行われた、情報教育推進校である深見小学校の研究発表でも、実際の授業中での活用方法について参観者に提示いただき、その成果を具体的に発信していただいたところです。

学習指導要領全面実施を控えた今、大きな授業改革に結びつくものと期待しております。今後は教育研究所と連携して、授業における積極的な活用を推進していきたいと考えております。

- 青 蔭  
委員長 細部説明が終わりました。  
質疑、ご意見等はございますか。 森山委員。
- 森 山  
委 員 先日、テレビを見ておりましたら、事業仕分けで、電子黒板を含む  
I T教育については仕分けられたけれども、当時の原口総務大臣が、  
「そんなことをしては、立ち遅れてしまうからやるんだ」と言って、仕  
分けられたにもかかわらず、続けて予算を取っていたのを再仕分けされ  
たというニュースが流れていました。その話とこの電子黒板というのは  
何か連動というか、関係はあるのでしょうか。
- 西 山  
指導室長 今回、事業仕分けをされたものは、総務省の「フューチャースクー  
ル」という事業です。これとは別に、文科省では、I C T関連の事業と  
いうことで予算を取っており、深見小学校のモデル研究は、この文部科  
学省の流れになります。
- 聞くとところによりますと、原口大臣が外国を視察する中で、例えばタ  
ブレット型のP Cが子ども達一人一人に配られているといったものが強  
いと聞いております。電子黒板は、それとは少し趣を異にするもので、  
一斉授業の中で使っていくというような形と認識しております。
- 森 山  
委 員 それでは、文科省が進める電子黒板の予算については、仕分けの対象  
にもなっていないし、今後とも文科省としては進めていくという方向で  
あるということでしょうか。
- 西 山  
指導室長 そのように捉えております。
- 森 山  
委 員 大和市だけが、取り残されたようなことには、ならないでしょうか。
- 西 山  
指導室長 文科省の事業が廃止という話はございませんので、問題ありません。
- 森 山  
委 員 わかりました。
- 青 蔭  
委員長 それでは、他にないようですので、質疑を終結します。  
これより議案第43号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭  
委員長

異議なしということですので、議案第43号は可決いたしました。  
続きまして、日程第3 議案第44号「教育に関する事務の管理及び  
執行の状況の点検及び評価について」を議題といたします。

それでは、細部説明を求めます。堀内教育総務課長。

○堀 内  
教育総務  
課 長

教育委員会の自己点検・評価につきましては、平成20年4月に改正  
後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されました。その  
中で教育委員会の権限に属する事務について、教育委員会が自ら点検・  
評価を行うことが義務づけられました。それに基づきまして実施するも  
ので、今年で3回目になります。

まず、教育委員会が実施する自己点検・評価についての基本的な考え  
方でございます。(1)ですが、教育委員会では、この点検・評価を大  
和市教育目標、それから、社会教育の基本目標に沿って、教育行政が適  
正に執行されているかどうか、自らチェックするものと位置づけており  
ます。これによりまして、教育委員会の本来の機能強化と活性化、それ  
から、事業の充実に役立てていくというものです。

次に、点検・評価の方法ですが、前回までは事務事業評価をベース  
に、学校教育基本計画における7つの基本目標、それから、生涯学習計  
画の中の11の中項目ごとに、その年度における事業の成果や課題を記  
述してまいりました。今回は、それを施策においてわかりやすくする  
ということで、各計画の目標年度である23年度における達成すべき姿、  
数値目標を設定しまして、21年度までに達成度がどの程度あったか  
ということで、達成度と実績を評価することに変更いたしました。

それでは、次に本報告書の構成でございますが、4、5ページにただ  
いま申し上げました2つの計画の施策体系が載っております。

次に、6ページ、7ページに、教育委員の皆様の活動報告として教育  
委員会会議の内容、学校訪問等の関係を紹介しています。

次に、9ページからが点検・評価に当たる部分で、各計画の施策に対  
するものでございます。

まず、10ページから48ページが学校教育基本計画の関係です。そ  
の後、49ページから85ページが生涯学習計画となっております。

内容につきましては、11月9日の協議会におきまして、教育委員の皆様にご協議いただきました意見等を基にしまして、文言の修正・整理を行ったものです。

この点検・評価は、法律の中で議会に提出し、公表するという事になっておりますので、最終的に今回議決いただいたものを正式なものとし、12月議会の初日に議員へ配付し、その後、ホームページ等で公表させていただく予定であります。以上です。

○青 蔭 協議会での各委員の意見により、多少、文言の修正や削除ということもあろうと思いますが、大きく変わった箇所について、先にご説明いただけますか。

○堀 内 事務事業評価に関する部分、例えば10ページから14ページの事業におきましては、変更しておりません。ただし、11ページの一番下のところで、(2)小中学校教科書等整備事業が、ここでいいのかどうか、というご意見もありましたので、その部分は削除しました。

それ以外につきましては、15ページ以降、教育委員会の点検・評価という部分を修正しております。その部分のご協議をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○青 蔭 ただいま、説明がありました。ご意見等ございますか。  
委員長 田村委員。

○田 村 基本目標に従って修正箇所等々を説明していった方がいいと思いますので、目標ごとに直したところを含め、主な説明をお願いしたいと思います。

○青 蔭 わかりました。  
委員長 それでは、堀内教育総務課長、お願いします。

○堀 内 基本目標1、「夢に向かって輝く子ども」ということで、総合評価Bは、変えていません。その下の「実現に向けて」というところは、大幅に変えています。修正前は、「期待されます」や「対策が必要です」という第三者的な書き方で記載しておりましたので、もう少し教育委員会の意思を持って書きました。修正後、「施策の方向①②については、一定の成果が表れており」ということで、「期待通り」ということではな

くて「一定の評価」と変えました。「基本目標の実現に向け、事業を積極的に推進していきます。」ここも「実現が期待されます」という第三者的でなくて、「推進していきます」という教育委員会の意思をあらわしております。

「施策の方向③④については、基本目標の実現に向け、これまで以上に、教育委員会、学校、児童生徒」と、前は「保護者」でしたが、「家庭との連携を」ということで、「保護者」を「家庭」に修正しました。

「強めることにより、事業を推進していきます。」というので、今まで「対策が必要です」という、第三者的でしたので、「事業を推進していきます」と直しました。

その後、1からそれに対する説明ということで、施策の方向に対する成果と課題がございます。そちらの修正部分については、まず、施策の方向①②についてです。こちらの修正箇所として、「就学援助事業等や外国人児童生徒教育推進事業」、これを追加しました。次の中で外国人に対することも書いてありますので、この分は追加しています。「の充実により、経済的な支援が必要な世帯や外国籍の児童生徒が安心して学べる環境が築かれています。」としています。

3番目の項目は、「職場体験学習を導入した学校では、多くの生徒が参加し、キャリア教育の推進に寄与しています。」というので、ここで達成度を入れました。「今後、効果的な職場体験事業を推進するためには、実施校の拡大とともに、受入先の確保等が課題となっております。」という形に変えました。

次に、施策の方向③について。修正後、「不登校児童生徒の支援については、小中学校の連携や啓発活動、「まほろば教室」「不登校支援教室」等の支援活動の結果、不登校児童生徒の出現率は、小学校では若干増加していますが、中学校では減少し、取り組みの成果が表れています。」というので、当初は単に「減少しており、一定の成果」でしたが、小学校では若干増えていますので、その点を入れて、中学校での減少を成果として表しました。

次の項目ですが、「不登校対策は、早期発見・早期対応が重要となりますが、学校間によって対応に差がみられるため、教職員一人一人の危機意識を高めるとともに、学校・地域・家庭でどのように取り組んでいくかが課題となっています。」ここは、趣旨を生かしながら、文言を訂正しました。

次に、施策の方向④ですが、修正後、「教育上配慮を要する児童生徒」、修正前は「特別支援教育」という形で総体的な言葉でまとめていましたが、具体的に表記しました。「教育上配慮を要する児童生徒や、「言葉の教室」への通室を必要とする児童生徒の増加が見込まれる中、支援体制の整備や関係機関の連携を強め、支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた支援活動を継続していくことが必要となっています。」と、ここの内容はそのままです。

次に、「その他、事務事業に関する特記事項」ですが、まず、1つ目の項目については、文言の訂正で、「質に影響を及ぼすおそれができています。」を「充実を図っていくことができませんので、」と訂正し、それに続けて「今後は、特別教育相談員の増員も検討しなければなりません。」という形にしました。

次の項目「青少年相談事業に関しては」ということですが、これは基本目標7からこちらに持ってきました。

その次の部分は、大きく修正した部分で、修正後、「学校における特別支援教育について、支援を要する児童生徒の数が増加しております。この状態に対応するため、」とし、「今年度は特別支援教育ヘルパーを9人増員し、充実させました。」と、具体的な数値を入れました。

次の項目は、削除しました。基本目標1については、以上です。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございます。

基本目標1について、ご説明がありました。ご意見はございますか。

○森 山  
委員

全体を通して言えることですが、教育みたいなものは、やれば切りがないというところがあり、この評価の中にも、「もっと充実を図る必要がある」という表現が非常に多くあります。充実を図るためにはスタッフの増員や、予算を増やすといった対応が必要になりますが、恐らく

様々な財政的な問題があり、どんどん充実させていくということに果たしてなるのかどうかという、全体での整合が少し図られる必要があるのかと思います。

個々についていうとその通りかも知れないけれども、全体としては気になるところで、もう少し効率化したり、スリム化したりするような項目をどこかに見つけるというのが対応していないと、やることばかりが多くなってしまうという結果になりはしないかという危惧があります。

この辺りは、ここですぐにどうこうということをお願いしているわけではありませんが、これからの課題ではないかと思います。まだまだ効率化する道が、私はあると思います。

もう一つ、気になりますのは16ページの一番上のほうに、不登校対策として早期発見・早期対応が重要で、学校間にばらつきが見られるということについてはそのとおりなのですが、その対応策として教職員一人一人が危機意識を高めて、学校、地域、家庭とどのように取り組んでいくかが課題となるとあります。つまり、教員一人一人がもっと危機意識を高めろというのが基本的な対応策になっているのですが、私は、少し教員には酷ではないかと思います。もちろん、これは大事なことですけれども、最近の不登校問題や、いじめによる自殺といったものを見てみると、何故学校が気付かなかったのか、どんなことをやっていたのか、が必ず問われておりますが、若干、僕はかわいそうだという感じがいたします。学校によって対応に差が見られるとすれば、そのばらつきをいかに小さくするかということが、教育委員会の仕事としてあってもいいのではないかと思います。

その点については、来年以降、大きな課題にしてもらいたいので、ここでも何か表現を変えてもらえないかという希望を持っております。

○青 蔭  
委員長 今、森山委員からご意見がございました。何かもう少し異なった言い回しが無いでしょうか。

○森 山  
委 員 学校訪問をしていると、かなりしっかりやっておられる学校と、我々の目から見ても、もう少しきめ細かくやった方がいいのではなからうかというような学校もあるわけです。それを学校の独自性に任せるとい

のは、教育委員会としては少し逃げているという感じがします。

対応の中身そのものは標準化できませんが、「どういった対応を、どんな仕組みで担保するのか」といったようなプロシージャ（手続き）については、かなり標準化できるのではないかと思いますので、その辺りはぜひ取り組んでもらいたいと思います。

○西 山  
指導室長

危機意識ということにつきましては、学校訪問の中でもアンテナや感性を磨くという、いじめについてもそうだと思いますが、そういったものを教員が高めていくというのは、課題であろうと思っております。

昨年度、不登校フォーラムの中でも、そういった部分で実際の不登校の経験者の方に来ていただいた中で、教員だけの視点ではなく、子ども視点、それから、家庭の視点も含めて、いろいろ情報発信させていただきました。その後の意見では、教員もそういうことがあるのだと、良かれと思って提案をただ出せばいいという問題ではないというようなところも、わかっていただいているところでございます。

そういう点では、これからフォーラム、それから、研究会等をやる中で高めていきたいと思っております。

ご指摘の学校間における対応に差があるのではないかと、ということにつきましては、一定のレベルまで水準を高めるということが大変課題であろうと思っております。研修会や児童指導の部会がございまして、それから、リーフレット等も今年度、つくることができました。それから、学校訪問、個別のケースにおいても各学校の校内体制の部分について、私どもは指導していきたいと思っておりますので、ご指摘いただいたことについては、前向きに考えていきたいと思っております。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございます。

ただいま室長にお答えをいただきまして、そういう文言でどうでしょうか。

○森 山  
委員

何度も申し上げているように、研修会やリレー発表といったようなことだけでは、なかなかばらつきはなくせない。もちろん、個々の教員の感性を高めることは、基本の基本として極めて大事です。極めて大事であるけれども、その感性の高まりにだけ頼るのでは、今の事態には対応

できないのではないかと思っているわけです。

だから、少なくとも「こういうことが起こったら、こういう手続で、こういう行動をまずとりなさい」ということを、大和市教育委員会として、各学校に標準的な対応を流して、その通りにやらせるぐらいの指導があってもいいのではないかと。それでうまくいかなかったら、また、その標準を直せばいいのです。

今は、学校ごとに試行錯誤を繰り返しているように、私には思えてなりません。学校ごとの試行錯誤が進んでいって、様々な不登校、いじめについての対応レベルが高まっているというのであれば、それも一つのやり方かと思いますが、そういうやり方というのは、往々にして10年、20年経っても試行錯誤が繰り返されることが多いです。それこそ、ここ一番初めの点検・評価の中にあるPDCAがしっかり回るようなやり方に、この問題が、一つの典型的な例として取り上げてもらいたいというのが、私の希望です。

○滝澤  
委員

私もそこは同感です。教育委員の学校訪問で、各学校のいじめ、不登校への取り組みに、現状はすごく格差があります。こういう問題が、これは不登校の問題ですけれども、例えばいじめの問題になったときに、同じような様相を呈するのではないかという推測が成り立ちます。

そうすると、今、新聞紙上を大分賑わしているような、いじめが原因で自殺をするといったことが、全国的に多くなってきていますので、この辺はいじめと不登校の問題、こういうものは保護者との連携が相当必要になってきます。ただ、研修をして教師の意識を高めるということだけではなくて、もっと地域社会も含めて一体となって取り組めるような、そういう方針、方向性を出していかなければ、時代の趨勢には間に合わない。極端に言うと、犠牲になる子ども達が多くなってきてしまう。ここに、今、森山委員がおっしゃったような一つ視点を入れて、具体的に指導していかなければいけないだろうということを感じます。

そうなりますと、教育委員会はこういう対応をしていくという、ことを書かないといけないと思いますので、研修プラス指導、各学校が課題に対して積極的に取り組めるような指導を強めていくとった文章を入れた

方がいいのではないかと思います。

○田 村  
委 員

私がこれまで感じていたことは、学校間において取り組み方が全く違う、組織として対応がばらばらということです。例えば、個人カルテをつくること、それから、年度を追ってやっていくこと、家庭の状況、本人の状況、それを学校がどう解釈しているのか、それから、それについて対外の援助をどう仰いだか、という組織的な個人カルテ的なものを全ての学校が作ってやっていけばいいと感じていました。

きちっとできているところもあれば、何か資料としては成り立たないような資料をつくっている学校もありました。一人一人の危機意識というのがそのベースにありますが、組織体としての機能が生かされていないと、感じましたので、学校間の格差をなくすためにあることが必要かと思っています。

不登校の子どもについては、「こういう資料をつくって、こういう対応を進めていく」という、一つの様式なり方式を考えることも、教育委員会として必要かと思っています。

○井 上  
教育部長

今、ご指摘がありましたように、確かに学校間で差があります。

教職員一人一人の危機意識は当然、基本になります。組織として、教育委員会として、統一的になればいいと思っております。

ただ、いじめにしても不登校にしても、基本的な仕組みそのものが、まだできてない状況が確かにあると思います。田村委員がおっしゃったように組織的な対応を、教育委員会が主体的に考え方を打ち出すことも必要かと思っております。教育委員会では、学校経営を学校に任せていますが、教育委員会としても部分的には、主体的に特に仕組みづくりなどについて、今後、力を入れていきたいと思っております。

ここの文言につきましては、「教職員一人一人が危機意識を高めるとともに」とありますが、これを基本に、もう少し組織的にできるよう、教育委員会の主体的な取り組みについて、課題になっているという表現でいいかと思っております。これらは課題として、解消に向けて、細部にわたって検討していきたいと考えています。

- 堀内 教育総務課長  
具体的な話になりますが、「早期発見・早期対応が重要となりますが」の以下について、「教育委員会として学校間に格差があることを課題として捉え、学校が組織として取り組みできる体制を構築していくことに努めていきます」と、そのような形でまとめさせていただくということで、いかがでしょうか。
- 田村 委員  
その方がいいです。
- 森山 委員  
そこに、「教育委員会が」というのを入れてください。学校にまた丸投げしたのでは、また、ばらばらになりますから。
- 堀内 教育総務課長  
「教育委員会が」という言葉を入れた上で、そのような形で、修正させていただきます。
- 森山 委員  
今、部長がおっしゃった教育委員会が主体的に取り組んでいくという姿勢をぜひ出してください。僕は本当に来年の一つの大きな課題として、これを実験的にでも取り組んでみたいと思います。
- 滝澤 委員  
21年度はそういう総括になりますが、22年度は大分、組織的な取り組みができつつあり、さらにそれが今、進行形で動いています。23年度に向けて、さらに強調していくということになるかと思いますが、そのようなご理解をいただければと思います。
- 青蔭 委員長  
よろしいでしょうか。その文言を少しお考えください。
- 田村 委員  
もう一つ質問があります。西山室長にお尋ねしますが、夏休み子どもまなびや、報告ではボランティアの数が出ていますが、「夢に向かって輝く子ども」という基本目標1から考えると、子どもがどのぐらい参加しているかというのが、重要な鍵だと思っています。
- そういう人数的なことが、学校教育基本計画分野では、どこにも上がってきていません。こういう事業は、子どもが何人参加しているのかということは、ボランティアの数よりも大事だと思っているので、初年度から関わってきた身としては、何かその辺が少し寂しく、おかしいかというような印象を持っています。
- どうか挙げることはないのでしょうか。

○西山指導室長 経過の中ではご報告しましたが、子どもの数は大変多いです。延べ1,000名で、今年度も増えております。その部分は、今のところ指標にはしておりませんが、その中に参考という形で入れることは可能だと思っています。

○田村委員 参加者数はいろいろなところに出ていますので、これはあってもいいのかなと思います。

それから、別の目標の場面で、子どもまなびやの課題が、全面削除になっています。これはなぜ全面削除にしたのか、後でお尋ねしようと思いますが、関連があるので、述べておきます。

○青蔭委員長 では、基本目標1について、ほかにございますか。

(「ほかにはありません」の声)

○青蔭委員長 それでは、基本目標2に進んでください。

○堀内教育総務課長 それでは、基本目標2、「確かな学力を身につけ自ら学ぶ子ども」ということで、総合評価はBです。

この「目標の実現に向けて」は、文言の修正をしました。「については」を削除し、「施策の方向⑤の実現に向け」という形に直しました。

「今後もさらなる対策が必要です。」というところで、「成果を維持するために」という言葉を削除しました。

2つ目のところで、「施策の方向⑥⑦については、期待通りの成果が得られています。」というところで、ここは言い切って終わりにしました。総合評価がBということで、「対象の拡大等の対策が必要です」ということを削除しました。

下の施策の方向に対する成果と課題ですが、修正後「35人以上の学級への支援や教科書・指導図書等の配備の充実により、教育水準の維持に努めています。」としています。こちらは「充実したレベルを保持しています」ではなく、「教育水準の維持に努めています」という主体的な形にしました。

次の項目ですが、「児童」を追加し、修正前は「生徒の学力」だけになっていますが、「児童生徒の学力、学習状況をきめ細かく把握した教

育を推進するために、「全国学力・学習状況調査」のデータを活用し、学校ごとの特性を把握するとともに、指導方法や授業内容の改善などに努めていくことが課題となっています。」ということで、この部分につきましては、22ページのその他のところの下から2つ目の項目で削除しているのがありますが、その部分を本文の中に入れました。

施策の⑥⑦ですが、こちらも修正後、「学校における環境教育への支援や科学イベント等の開催を通じて、多くの児童生徒に理科・環境等の関心を持たせることができました。」ということで、ここは結果を入れました。「高いレベルにあることが分かります」ではなく、「関心を持たせることができました」という主体的な取り組みにいたしました。

その後、追加した部分ですが、「とくに、市制50周年事業として開催した「やまと おもしろ科学館」には多くの参加者があり、」と、具体的なことを入れております。「今後は、さらに多くの児童生徒が環境保全に関心を持ち、意識の向上や生活場面での実践につながるような教育を推進します。」ここも「課題」ということではなく、「教育を推進します」と言い切りにしています。

2の「その他、事務事業に関する特記事項」、これにつきまして、修正後、「県による少人数学級研究推進制度は、全学年対象となりましたが、本市の少人数指導等非常勤講師の配置は、小学校低学年、中学校1年の対応が重要と捉えています。」ということで、全学年になりましたが、ここは市の考え方、低学年を対象としていくという捉え方を、ここで述べています。

「35人学級の実現に向けて、毎年、国と県に要望してきましたが、文部科学省が今回策定した少人数学級推進の年次計画案によると、平成23年度の小学校第1・2学年をスタートとし、平成28年度までに中学校第3学年まで35人学級の実施を目指すこととなっており、今後の動向を注視していく必要があります。」ということ、客観的に述べております。

それから、最後の項目、「小学校外国語活動」につきましては、「年間計画の作成、」の分を削除しました。以上です。

- 青 蔭  
委員長 ただいまのところ何かお気づきはございますか。  
田村委員。
- 田 村  
委 員 このまとめは、大変よくできていると思います。  
小さいことですが、「児童生徒」と言いますが、「児童・生徒」と書くことが正しいということを、大学の先生に注意を受けたことがあります。「児童生徒」と言葉では言うけれども、児童と生徒は違うのだから、文章で綴るときには「児童・生徒」と、児童は小学校まで、生徒は中学校以上ということがありますので、注意を受けたことがあります。この辺はどうでしょうか。
- 森 山  
委 員 ごもっものような気がします。
- 堀 内  
教育総務  
課 長 これは確認させていただいて、修正します。
- 青 蔭  
委員長 ほかにございませんか。  
(「ありません」の声)
- 青 蔭  
委員長 それでは、基本目標3にいきます。説明をお願いします。
- 堀 内  
教育総務  
課 長 基本目標3、「人々とふれあって健やかに育つ子ども」ということで、総合評価はAにしています。  
「目標の実現に向けて」ということで、前半の部分は他のところで導入部分を入れていませんので、ここは削除し、すぐに施策の方向⑧⑨⑩に入る形に修正しました。  
「施策の方向⑩⑫については、読書活動推進事業や食育推進事業において期待以上の成果が表れています。」というので、食育推進事業も入れました。  
次に、「おり、いずれも、新しい事業が主体的であることから、さらなる成果の向上が期待できます。」という部分は削除し、「成果が表れています」と、言い切りにしました。  
次に、「施策の方向に対する成果と課題」ということで、施策の方向⑧⑨ですが、修正後、「中学校部活動支援事業により、」ということ

で、スポーツだけではないという意味で「中学校部活動支援事業」と変えました。「部活動の充実に努めていますが、地域指導者等、外部からの指導者の確保が課題となっています。」ということで、趣旨はそのまま生かしております。

次に、道徳教育を項目で一つ新たに出しました。「道徳教育に関しては、ほぼ全小中学校において、道徳教育を全体教育のなかに位置づけ、副読本配布等、様々な機会を利用して道徳的実践力を養っています。」ということで、その後に、「今後は、道徳教育に関する研究推進モデル校を置くこと等により、全市的な取り組みを図っていくことが課題となっております。」と、この部分は追加しました。

○田 村  
委 員

入れていただきまして、ありがとうございます。

○堀 内  
教育総務  
課 長

次に、施策の方向<sup>⑩</sup>です。修正後、「明るい雰囲気为学校図書館づくり（ウェルカムプラン）等の事業により、小学校では、図書館の利用が増加するなど、読書活動の充実が図られましたが、今後も、施策の推進に力を入れていきます。」と、今以上やっていくということで、それで、「図書整理員の配置」を削除しましたが、図書整理員は従来からあるものですので、特にここには影響ないため、外しました。

次に、施策の方向<sup>⑪⑫</sup>ですが、最初の項目は、変更ありません。

その下に修正後、「衛生面、栄養バランスを配慮した学校給食を提供し、健全で豊かな人間性を育むための食育を推進するとともに、学校給食における地産地消の取組み等を通じて、児童生徒の食への意識をさらに高めることができました。」ということで、ここも実際に取り組んだ内容に対する評価を入れました。

2番目のその他、事務事業に関する特記事項ですが、ここは文言の訂正です。1つ目の項目のところの2行目、「中学生の読書量については」を変えて、「中学生の読書量を把握するには」という形で、「図書の貸し出し数のみでは判断が難しいため、調査方法について検討を行います。」と変えました。

次に修正後、「学校給食については、樹脂製食器への切り替えや、食中毒の危険性の少ないドライ式の調理器具への切り替えなどを行うとともに、平成22年6月より、週4回の米飯給食を始めています。」としております。

未納対策の最後の項目は、そのままです。 以上です。

○青 蔭  
委員長

ただいまご説明がございましたが、ご質問はありますか。

田村委員。

○田 村  
委 員

2番、事務事業に関する給食のところですが、前は「危険性の少ないドライ式調理場」と書いてありましたが、今度は「ドライ式の調理器具への切り替え」とありますが、これでよいのでしょうか。

○堀 内  
教育総務  
課 長

前回は間違えておりました、調理場は以前からドライ式になっておりまして、「場」が間違っていました。

○田 村  
委 員

分かりました。

○青 蔭  
委員長

ほかにごございますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭  
委員長

それでは、基本目標4、お願いいたします。

○堀 内  
教育総務  
課 長

基本目標4、「創意と魅力に満ちた学校」、総合評価Bです。

これにつきましては、文言の整理をしまして、「目標の実現に向けて」ということで、施策の方向⑬⑭⑮については、「事業内容の見直し等が必要です」ということではなく、「実現に向けた環境整備が必要です」という形で、単なる事業の内容の見直しではなく、「実現に向けた」と変えました。

施策の方向⑯⑰についても修正ですが、「保護者等の安全・安心への関心・要望が高まるなかで、さらなる成果の向上が求められます」ということを変え、「学校施設の耐震化等、一定の成果をあげています」ということで、やったことに対する評価を入れました。

次に、1番の「施策の方向に対する成果と課題」ですが、修正後、「地域講師・ゲストティーチャーによる授業が積極的に行われており、

地域教育力の活用について一定の成果が表れています。」ということで、これは新たに成果を入れました。今後については、「地域教育力により積極的な活用、「活力ある学校経営」の実現に向けた環境整備が課題となります。」としております。

次に、施策の方向⑩⑪ですが、こちらにつきましても、修正後、「学校P Sメールは、当初の予定を上回るペースで普及しています。児童生徒の登下校時の安全確保についても十分に配慮しており、施策の実現に寄与しています。今後も、児童生徒の安全を守るため、ニーズに応じたこれらの事業を推進していきます。」としています。

最後の項目、「学校施設の整備」の関係については、そのままです。

その他の部分についても変更はございません。

○青 蔭  
委員長

ただいまご説明がございました。何かご質問はございますか。

田村委員。

○田 村  
委 員

「施策の方向⑬⑭⑮については、実現に向けた環境整備が必要」と環境整備に重点を置いています。そうすると、施策の方向④、「創意ある教育課程の編成」と、どのように結びつくのでしょうか。

○堀 内  
教育総務  
課 長

これについては、そのまま前回使っている修正前の言葉を、持ってきていました。

○田 村  
委 員

「創意ある教育課程の編成」というのは環境整備ではないです。「創意ある教育課程の編成」というのは、各学校で一番大事なことで、これは環境整備だけではなく、いろんなことがあるので、⑬⑭⑮と一緒に入れられてしまいますと、これは適切なのかと、疑問に思いました。

○森 山  
委 員

ここは「創意ある教育課程の編成」という施策の方向の下に、ここでは3つほど事業がぶら下がっていますが、この事業と施策の方向とがマッチングしていないという認識がありました。そのため、「事業内容の見直しが必要です」という方が、課題としては、特に⑬⑭については的確なのではないかという感じがします。それが抜け落ちているので、今、田村委員がおっしゃったように、わかりにくいという感じではないでしょうか。

- 滝澤委員 環境整備というのは、環境はどのような環境を考えているのか。
- 西山指導室長 例えば、学習指導要領の部分で授業時数の増ということがありますが、私どもは今、それぞれプロジェクトという形で、学校ごとではなかなか難しい、主としてどういうふうにそういったものについて進めていくのかという大枠を考えていくと、整えていくという意味での環境整備も入ってくると思っております。
- 田村委員 ハード面だけでなく、ソフト面も入っているわけですね。
- 滝澤委員 ここは、ソフトの意識が強いわけでしょう。そういう解釈をすれば、環境整備は広く括ってありますから、問題ないかと思えます。
- 修正後の方で、講師やゲストティーチャーが積極的に対応しているということで、そういう形がうまく機能しているという表現が修正後にありますので、環境整備というのは十分、ハードとソフトというふうに解釈していただけるのではないのでしょうか。
- 田村委員 ⑬⑭⑮と3つを一括りにするから無理があって、⑬と⑭と⑮は別のような気がします。一般的な人が環境整備というと頭に浮かぶのは、例の環境です。建物や施設となってしまいますから、イメージとしてソフト面まで頭がいかないと思えます。
- 滝澤委員 それならば、人的・物的環境整備とか、何かそういうこちらのほうにつけ加え、環境整備のほうにつけ加えれば、修正の方とつながっていくのではないのでしょうか。
- 田村委員 教育課程を毎年見直しながら編成していくことは、学校の大きな役割です。そのため、教育課程の編成は、学校に任されている部分ですので、それぞれが毎年毎年、この編成については工夫したり、直したり、努力しているところなので、そういう点を考えると環境整備が必要と、こうやられるのは少しおかしいかと感じただけです。
- 滝澤委員 22年度に向けて、その辺を改善していくということでどうでしょうか。21年度は、今、言ったような文言をつけ加え、人的とか物的とかいったような言葉を入れて、この流れでいくという形でいかがでしょうか。22年度に向けての総括は、その辺を生かしていくというようなと

らえ方では、問題あるでしょうか。

○堀内 教育総務課長 今、教育長がおっしゃられたように、説明する言葉を入れながら修正させていただきたいと思います。

○滝澤 委員 基本形はこれで、生かさせていただきたい。

○青蔭 委員長 よろしいでしょうか。

○森山 委員 構いませんが、少し全体として見ると、本当は施策の方向と事務事業の中身が、もう少しやはり関連性があるようにしなければいけない。

この⑭というのはその典型みたいな項目です。だから、その辺は一つの今後の課題かと思います。点検・評価も含めて、それから、事業計画を組むときの課題であると思うので、少し明らかにしたほうがいいのかと私は思っていますが、ここは、お任せいたします。

○堀内 教育総務課長 前回も森山委員に同じような指摘をここで受けまして、PDCAができていない、見えるようにするよう、というようなことをご指摘いただいています。

○青蔭 委員長 では、そのように。よろしいでしょうか。  
(「はい」の声)

○青蔭 委員長 では、基本目標5にいきたいと思います。お願いいたします。

○堀内 教育総務課長 基本目標5、「豊かな人間性と高い専門性をもつ教職員」ということで、総合評価はBでございます。

こちらにつきましては、文言の修正でございます。1行目の「希望者のニーズに沿った事業については」は、「について」を削除しました。

「高い成果を上げていますが」、「さらに充実するために」を追加しまして、「研修システムの体系化を進めていきます。」と、「望まれます」ではなく、「進めていきます」と変えました。

次、1、「施策の方向に対する成果と課題」ですが、ここも長かったのでコンパクトにまとめ、「今日的な課題に対応した研修内容や、研修効果を高めるプログラムを設定した結果、希望研修の参加者から高い満足度が得られました。また、学校のニーズに応じて、指導主事等による

訪問研修を積極的に実施することにより、施策の実現に寄与することができました。」「今後、新採用教職員の増加が見込まれるなかで、授業力や課題解決力の向上とともに、教職員としての人格的資質向上につながる研修の充実を図るとともに、学校全体で若い教職員をサポートする体制の充実が課題となっています。」としました。

次の2の「その他、事務事業に関する特記事項」については、文言の整理です。1つ目の項目で「平成23年度からの」を削除しました。

それから、2つ目の項目につきましては、最後の行ですが、「研究成果を広く発信しました」ではなく、「します」という形で、今後継続する言い方に変えました。

それから、「平成22年度「いじめ対策フォーラム」」、これは文言の訂正で「教育フォーラム」と変えました。確かに通常、「いじめフォーラム」ということで言っていました、実際には「教育フォーラム」が正しい名称なので、変えました。「参加者及び市内教職員に配布する予定です」という、「予定です」という言い方も、「します」と変えました。以上です。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に、何かお気づきの点はございますか。

○田 村  
委 員

修正後、今後、新採用、研修の増加という、この文言については私が要望したことでもございます。今の教員の資質向上は、最大課題になっています。教員の不祥事故も相次ぐ中で、こういう研究にも力を入れていくべきではないかという意見を申し上げましたので、それを入れていただいた、今後も研修を図っていただきたいと思いますと思っております。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございました。

森山委員。

○森 山  
委 員

今、田村委員が言われた項目ですが、「人格的資質向上」という表現が、少し気になります。これは、どういう意味に捉えるのか。何か、人としての魅力といったことだと思いますが、これでは、堅苦しく、道徳的に完璧な先生を目指すような感じに聴こえます。

- 田 村 人間性の向上です。人間としての成長度、人間性の向上ということが  
委 員 一般的に言われています。
- 森 山 どんな表現がいいのだと言われると困りますけれども、どうでしょう  
委 員 か。
- 田 村 教員の資質には2つあります。教育技術力、それと人間として教員の  
委 員 好ましい人間性です。豊かな人間性を持ってもらえない人は、教職員と  
しては勘弁して欲しいという面と、二面性があります。
- もちろん、資質というのは、その人が持っている人間性ですから、教  
員として資質のない方もいらっしゃるわけです。とてもこの人は教員と  
しての資質を持っていないと。人間性に欠けるといえるのでしょうか、そ  
ういうような表現を私は使いました。
- 堀 内 前半のほうは、今、田村委員がおっしゃられた授業力ですとか、そう  
教育総務 いう技術的なことは1行目で言っています。  
課 長 2行目についてはまさに豊かな人間性と、そういう意味で使い分け  
て、人格的資質向上という言葉を使っていました。
- 田 村 豊かな人間性が、一番いいと思います。
- 森 山 基本目標そのものの言葉で、いいのではないのでしょうか。
- 堀 内 では、これは豊かな人間性と修正させていただきます。
- 教育総務  
課 長
- 青 蔭 豊かな人間性ということでお願いします。  
委員長 確かに、人格的資質向上とは、よく聞きます。
- 田 村 本当は、きつくいうと、人格的資質向上なのです。
- 滝 澤 豊かな人間性でよいのではないのでしょうか。その中に思いが入ってい  
委 員 るということ。
- 森 山 若干、どのようにもとれますが、これでいいのではないのでしょうか。
- 青 蔭 よろしいのでしょうか。ほかにございますか。  
委員長 (「はい」の声)

○青 蔭  
委員長

それでは、基本目標6について、お願いします。

○堀 内  
教育総務  
課 長

43ページでございます。基本目標6、「愛情と信頼に結ばれた家庭」、総合評価Bとしています。

修正後、「施策の方向②1については、基本目標の実現に向け、保護者による読み聞かせ等を通じて、家庭との連携を図り、一定の成果を上げていますが、さらなる充実に努めてまいります。」ということで、具体的に保護者に読み聞かせなど、わかるような形で入れました。

協議会では家庭でいいのか、学校ではないのかというご指摘もいただきましたが、元々の基本目標が家庭という形になっていますので、そこは修正できませんので、このようにしました。

それでは、1、「施策の方向に対する成果と課題」です。

まず、施策の方向②につきましては修正後ですが、ここもコンパクトにまとめさせていただきました。「小中学校では、保護者アンケートを実施し、学校評価を活用しています。」「児童生徒・保護者・学校間の連携をさらに図るため、保護者等の意見・要望を活用し、充実した学校運営を推進することが今後の課題となっています。」としました。

次に、施策の方向21ですが、修正後、「「夏休み親子料理教室」や「やまとおもしろ科学館」等、親子で参加できるイベントを実施した結果、高い関心を得ることができました。」「子どもの理解に関して、より多くの保護者が参加できるような場をつくっていくことが今後の課題となっています。」としました。

次に2番の「その他、事務事業に関する特記事項」ですが、2つ目の項目を追加しました。「学校と保護者の連携を推進していくためには、保護者アンケートの機会を利用して、学校から家庭への要望を伝えることも必要です。」

食育に関しては削除しました。 以上です。

○青 蔭  
委員長

説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

(「特にありません」の声)

○青 蔭  
委員長

それでは、基本目標7、ご説明をお願いいたします。

○堀内  
教育総務  
課長

それでは、学校教育の関係で最後になりますが、基本目標7、「温かいつながりをはぐくむ地域社会」、総合評価はCとしています。

修正後、「地域の人材を活用した学校教育の推進を図っていますが、期待した成果が達成されていませんので、これまで以上に事業に努めていきます。」を「事業の充実に努めていきます」ということで、「充実」を入れ、「これまで以上に事業の充実に努めていきます。」としました。

次に、1番の「施策の方向に対する成果と課題」です。修正後、「教育フォーラムについては、参加者の大多数が教育関係者と保護者に限られているという課題があるため、実施や周知の方法について工夫を行う必要があります。」としています。

それから、施策の方向23ですが、修正後、「「夏休みこどもまなびや」は、一定の成果をあげている事業ですが、地域のボランティア参加者が少ないという課題があります。」「学校に対する地域社会のサポート力を高めていくための環境整備が必要です。」としました。

次、2、「その他、事務事業に関する特記事項」ですが、2つ目の項目は、前に課題ということで挙げましたので、削除しました。青少年相談事業につきましては、先ほど基本目標1に持っていらっしゃるので、これも削除しました。以上です。

○青蔭  
委員長

ご質問等ございますか。

○森山  
委員

教育フォーラムについて、触れておられますが、この前の教育フォーラムを見て、運営の仕方や会場の設定等に、課題があるかという感じがしました。もう少し、皆さん方に参加して良かったという感じを持っていただくためには、討議の時間をもう少し充実するとか、会場もあれだけ込み合っていると、隣のグループの声が丸聞こえになるし、もう少し何か工夫の仕方はないかという、そんな印象を持ちました。改善の余地があるかと思います。

○名取  
教育研究  
所長

会場の件、それから、討議の時間設定、本来、予定していた時間がとれなかったという、その反省点はありますので、また、フォーラムの内

容も含めて検討を進めていきたいと思っております。

○森山委員 ぜひ、そういう課題を明記しておいてもらいたい。この前のフォーラムは、改善の余地があったと思います。

○滝澤委員 先週も改善の余地がありましたが、21年度に比べると、もっとよく市民の声を聞こうというスタンスはできつつあるかと思います。

今、森山委員がおっしゃったように会場の問題や基調提案など、この辺は相当吟味して発信するということが大事になるでしょう。

その辺は22年度も終わりましたので、また、23年度に向けた課題になろうかと思えます。

○森山委員 この前は随分、一般の方が参加されていたのでしょうか。

○井上教育部長 PTAの皆様方が多いです、また学校評議員の関係者。

○青蔭委員長 まとめた結果を何かお伝えいただくといいと思いました。

○名取教育研究所長 その予定でおります。

○青蔭委員長 よろしく願いいたします。他によろしいですか。  
(「結構です」の声)

○堀内教育総務課長 学校教育関係は、以上です。

○青蔭委員長 それでは、生涯学習計画、お願いいたします。

○北島文化振興課長 それでは、生涯学習計画分野の説明をさせていただきます。

全体的にご指摘を受けたのは、目標の体系があまり評価するための形になっていないというようなご指摘を受けましたが、生涯学習計画につきましては、今、第3期ですけれども、第4次が24年度からスタートいたしますので、そのときには点検・評価もきちんと意識をしたような目標体系に組み替えていきたいと思っております。

それでは、大項目ごとにご説明をさせていただきます。

大項目が4つございます。「一人一人への働きかけ」、「グループ活動への支援」、「学習空間の確保」、「推進体制の確立」ということです。評価については、その中の中項目ごとに評価をしております。

まず、「一人一人への働きかけ」の1つ目の中項目の評価です。「情報の提供」という項目で、総合評価はBとしています。

ただし、「施策に対する成果と課題」のところ、1番を見ていただきますと、支援者の充実というところが施策の達成度がCとなっております。ここは、体育指導員の部会の開催の回数、それから、図書館でやっておりますボランティア養成講座などを指標にしており、これが予定を上回らなかったということで、Cという評価にしておりますが、委員の皆様から指標の設定にも問題があるのではないかとのご意見もいただいております。

それから、中項目の2つ目「学習機会の提供」ですが、市民の方への学習機会の提供ということですので、学習センターの事業や文化芸術の関係の事業といったものがありますが、これについては協議会においても特に大きな意見はなかったので、総合評価はAとしております。

それから、中項目の3つ目「ボランティア機会の提供」です。これも総合評価はBということで、ここについても特に大きなご意見はございませんでした。

以上、大項目の1番目、「一人一人への働きかけ」の評価です。

○青 蔭  
委員長

ただいまの説明いただいた中で、ご質問はございますか。

(「特にありません」の声)

○青 蔭  
委員長

では、次をお願いいたします。

○北 島  
文化振興  
課 長

大項目の2つ目「グループ活動への支援」です。

中項目の1つ目「全市的・広域的なテーマ別活動への支援」ということで、ここは、総合評価をBとしております。

ただし、その中の小項目⑤の「一般化・汎用化と地区単位活動への普及活動」はC評価としております。これは、指標として設定をしている



○青 蔭  
委員長

ただいまご説明がございましたが、何かご意見はございますか。  
(「特にございません」の声)

○青 蔭  
委員長

では、次へお願いします。

○北 島  
文化振興  
課 長

大項目の4つ目「推進体制の確立」で、中項目は、4つございます。

1つ目「市民とともに推進する」ということで、総合評価Bとしています。ここはご指摘をいただきまして、生涯学習情報提供・学習相談事業というアンダーラインが引いてあるところですが、この計画を進めるに当たって、生涯学習推進協議会というのを設置しておりました。現在はここの表記が「開催をしませんでした」とただ書いてあり、何故かという理由の記載がありませんでした。ただ、今は社会教育委員会議にその機能を移しているということで、ここにありますように、「役割が概ね終了したということで開催をしませんでした」と表記を改めました。

評価としてはBとしています。講座の開催数そのものの成果は出ていますが、この学習推進協議会、計画の中ではこれをきちんと充実させていくというようなことが書いてございますので、この開催をしなかったということで、B評価としております。

それから、中項目の2つ目「関係機関と連携して推進する。」ここも、財団との関係について表記の修正するようご指摘をいただきましたので、財団との連携という点では、市とそれぞれが役割分担を図りながら、事業を行うことができたということを書いてございます。

それから、読書活動のボランティアの方、これは「継続して」という言葉を加えて、「連携が継続して図られている」という表現にしています。総合評価はBです。

中項目の3つ目「総合行政として推進する」という項目です。評価は総合評価Bとしております。この項目の中では、全庁的協議組織の設置や、各部署の取り組み推進、生涯学習所管部門の整備・充実ということで、予定通りの開催でしたので、B評価としました。

生涯学習計画について、以上です。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたが、何かご意見はございますか。

○滝澤  
委員

小項目②「各部署の取り組み」のところで読書活動の部分があり、これは施策の達成度がBになっていますが、何かAのような感じがするのですが、Aではなく、Bにした理由を教えてください。

○北島  
文化振興  
課長

確かにおっしゃられるように予定をかなり大きく上回っておりますので、Aでもおかしくないと思います。

他は前年通りというか、予定どおりなのでB評価ということです。

○田村  
委員

22年度はAになるのではないのでしょうか。

○北島  
文化振興  
課長

それでは、申し訳ありませんが、A評価に変更させていただくということでもよろしいのでしょうか。

○滝澤  
委員

Bという、明確な理由があればいいけれども、その理由がないようなので、A評価でよいのではないのでしょうか。

○青蔭  
委員長

わかりました。

ほかにごいませんか。

(「いいです」の声)

○青蔭  
委員長

ほかにならぬようございまして、質疑を終結いたします。

ただいま修正等がございましたが、そういう箇所を修正して可決するというので、いかがでしょうか。

(「それでお願い申し上げます」の声)

○青蔭  
委員長

では、議案第44号は報告書の一部を修正することに決しました。報告書の修正につきましては、委員長である私に一任いただきましてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青蔭  
委員長

では、異議なしということでございますので、それでは、修正後、報告書を市議会第4回定例会に提出させていただきます。

それでは、続きまして日程第4 議案第45号「大和市個人情報保護条例に規定する意見聴取について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。西山指導室長。

○西山

まず、本諮問についてご説明をする前に、学校警察連携制度について

指導室長 簡単に確認させていただきます。

学校警察連携制度とは、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的として、平成14年5月の文部科学省、警察庁の通達をもとに、全国47都道府県において構築されているものです。

神奈川県では、これまで平成16年の横浜市教育委員会を皮切りに、神奈川県教育委員会、三浦市教育委員会、横須賀市教育委員会など5つの教育委員会及び県私学協会において締結されております。

この制度の背景といたしましては、現在の児童生徒を取り巻く携帯ネット犯罪、薬物乱用、校内暴力などの犯罪被害や非行問題が益々複雑化、深刻化していることが挙げられます。また、児童生徒の生命の安全、非行防止及び犯罪被害防止に関し、学校の指導の範囲を超えるような問題解決が困難なケースも増えております。

このような状況の中で、児童生徒が抱えるそれぞれの問題に適切に対応し、立ち直り活動を効果的に推進するためには、学校と警察がこれまで以上に密接に連携していくことが必要不可欠となっております。

その際、学校と警察とが連携していく上で、相互の情報の共有が必要となってきますが、情報のやりとりにつきましては、大和市個人情報保護条例の中で、本人以外収集の制限や目的外利用の制限が規定されております。そこで、個人情報保護審査会に意見聴取し、承認を受けた上で学校警察連携制度を締結し、定められた範囲内の個人情報の収集、提供をできるようにしていくことが大切となっており、今回の諮問もこの趣旨においてお願いするものであります。

それでは、補足説明資料をご覧ください。学校警察連携制度においては、個人情報の伝達の方法として1番、警察から学校へ、2番、学校から警察へという2つの流れがあります。このため、大和市個人情報保護条例のうち、今回の諮問に係る条文も同様に2つございます。

1点目は(1)第8条第3項第5号の規定に基づく「本人以外からの収集」に関する諮問事案です。これは、実施機関である大和市立小中学校は、審査会に意見を聞いた上で相当な理由がある場合は、本人以外から個人情報を収集することができるというものです。相当な理由という

ものは何かといいますと、このページの中段に示してありますけれども、警察から情報を収集することで、当該児童生徒の学校生活を継続的に注意深く観察し、関わっていくことが可能となり、当該児童生徒の支援・指導に効果的であるため、というものを挙げています。

また、この場合、下の四角の中ですけれども、第8条第4項で本人通知において、実施機関は本人以外の者から個人情報収集した場合は、その旨及び当該個人情報に係る取り扱い目的を本人並びに保護者に通知しなければならないと規定されております。このため、警察から学校へ情報を提供する場合、警察においても本人並びに保護者にあらかじめ通知することとなり、同様に学校が情報を受け取った後、学校においても本人並びに保護者に対して、情報を受け取った事実を通知することになります。これが本人通知を行う理由でございます。

続きまして、諮問の2点目につきましては、第13条第2項第4号の規定に基づく目的外の提供に関する諮問事項でございます。

これは、実施機関である大和市立小中学校が審査会の意見を聞いた上で必要があると認めた場合は、取り扱い目的の範囲を超えて個人情報を実施機関以外のものに提供することができるというものです。提供の制限を超える理由というのは何かと申しますと、児童生徒の生命の安全、非行防止及び犯罪被害防止に関し、学校の指導の範囲を超え、問題解決が困難な場合は、警察と連携して対応することが重要となり、その連携に当たっては、学校と警察で当該児童生徒の情報の共有が必要になるということが挙げられます。

さらに、第13条第3項で本人通知において、実施機関は前項第4号の規定に該当して保有個人情報を利用し、または提供したときはその旨及びその目的を、本人並びに保護者に通知しなければならないと規定されております。学校警察連携制度そのものが連携していくということを本人に知らせる、保護者にも知らせることが前提となっておりますので、小中学校からそのことを事前に知らせることになります。

以上のことを踏まえまして、大和市個人情報保護条例第8条第3項第5号の規定に基づく本人以外からの収集に関する諮問書案をご覧ください

い。情報の提供元は、神奈川県警察本部及び県内に所在する警察署、この場合、大和警察署になりますが、提供先は大和市立小中学校となります。

事務の目的は、大和市立小中学校における児童生徒の支援・指導に生かすためです。

本人以外から収集する個人情報の項目名といたしましては、①当該児童生徒の学籍についての情報、具体的には、氏名、生年月日、年齢、住所、学年、クラス、ここに保護者を追加していけると思います。②としまして、事案の概要に関する内容、どんな事案なのかということ、③番といたしまして、事案に係る関係当事者への連絡状況となっております。事案に係る関係当事者への連絡状況とは、当該保護者に通知したかどうかについての状況のことです。本人通知については先ほどご説明したように、通知するといたします。

続きまして、大和市個人情報保護条例第13条第2項第4号の規定に基づく目的外の提供に関する諮問書をご覧ください。

情報の提供元は、ここでは大和市立小中学校となります。提供先としては、神奈川県警察本部及び県内に所在する警察署、この場合は大和警察署となります。

事務目的は、大和市立小中学校における児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を、学校と警察が連携して行うためです。

目的外に利用または提供する個人情報の項目としましては、先ほどと同じく①児童生徒の学籍に関する内容、②事案の概要に関する内容、③、これは先ほどなかった項目ですけれども、事案に係る指導状況に関する内容、④事案に関する関係当事者への連絡状況となっております。③は当該児童生徒について、学校でこれまでどのような指導が行われてきたかについての情報であります。本人通知については、先ほどご説明したように通知するといたします。

今後の予定といたしましては、議決いただきますと、12月に開会予定の大和市個人情報保護審査会に諮問し、審議いただくこととなります。そこでは数回の審査があると思いますけれども、その後、答申をい

ただいた後、再び教育委員会会議において評定書の文案や運用についてご意見をいただきながら、大和警察署との協定の締結につなげていきたいと考えております。

なお、大和市教育委員会と大和警察署の間で結ばれることとなります児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書の文案を添付しましたので、参考にしていただければと思います。以上です。

○青 蔭  
委員長

ありがとうございました。

細部説明が終わりました。質疑はございますか。

○田 村  
委 員

個人情報保護審査会にかけるということですので、そこで判断をお任せしたいと思います。

○青 蔭  
委員長

ほかにご意見はございますか。

○滝 澤  
委 員

協議会の中で、大分協議されましたので、よく趣旨がわかりました。

児童生徒の生命、安全という、この辺と健全育成というところが興味・話題になりましたけれども、どうしても今、学校と警察が連携しなければならぬ事情が現実的にありますので、そういう個人情報の問題をクリアして提携できるよう、諮問できたらと思います。

○田 村  
委 員

これは決まりましたら、各学校の学校差が出ないように例示とか、いろいろ出して徹底していただきたいと思います。なかなかわかりそうでわかりにくいところもございますので、ぜひお願いします。

○森 山  
委 員

田村委員と同じ意見です。書いたものだけでは、なかなか学校現場でわかりにくいことがあろうかと思えますから、しっかりと周知徹底してもらえばと思っております。

とりあえずは諮問でどういう展開がなされるかを待ちます。

○青 蔭  
委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○青 蔭  
委員長

ほかにならぬようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということで、議案第45号は可決いたしました。  
委員長

◎その他

○青 蔭 それでは、続きまして、その他に入ります。  
委員長 「やまと成人式の開催について」阿部こども・青少年課長、お願いいたします。

○阿 部 今年度の成人式は、1月10日、大和スポーツセンター第1体育室で  
こども・ 開催いたします。対象者は、平成2年4月2日から平成3年4月1日生  
青少年 まれの新成人で、対象者数は2,053名です。  
課 長

プログラムは、2部構成となっており、1部は式典を厳粛に行い、第2部ではアトラクション、立食パーティ形式となり、恩師との歓談や抽選会を行います。時間は11時開場で11時45分に開会し、1時30分に終了する予定です。

今年度も実行委員会を組織いたしまして、公募による新成人代表9名を含む32名で企画・準備を進めております。その他、青年会議所、青少年指導員など、多くの方の協力を得て実施いたします。

教育委員におかれましては、ご出席のほどお願いいたします。

◎閉 会

○青 蔭 それでは、翌月の12月の定例会をご説明します。12月22日、水  
委員長 曜日、10時からを予定しております。

以上で本日の日程は、すべて終了しました。

これにて、教育委員会11月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時50分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成22年11月18日

署名委員

署名委員

書記

書記